

## 激甚災害に備えて

防災気象情報が発表された場合は、以下の事項を確認し適切に行動すること

### A 台風等異常気象時における登下校について

#### 1 暴風警報が発表された場合

(1) 登校する以前に、名古屋地方気象台から暴風警報が愛知県西部のいずれかひとつの地域または市町村に発表されている場合

ア 午前6時までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。

イ 始業時刻2時間前以降午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める。

ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。

上記ア、イの場合、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難なとき、居住地に暴風警報が発表されているときは、登校しなくてよい。

登校できない場合、生徒は学校または担任へ連絡するように努力すること。

(2) 登校後に名古屋地方気象台から暴風警報が発表された場合

授業は中止とし、安全を確認のうえ速やかに下校する。ただし、通学路の通行が危険と認められるときや、通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、学校の指示に従い校内において待機する。

#### 2 特別警報が発表された場合

(1) 登校する以前に名古屋地方気象台から特別警報が発表されている場合

ア 登校しない。

イ 学校の再開については、学校ホームページで確認する。

ウ 学校が再開されても通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な場合は、登校しなくてよい。

(2) 登校後に特別警報が発表された場合

授業は中止とし、安全を確認のうえ速やかに下校する。ただし、通学路の通行が危険と認められるときや、通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、学校の指示に従い校内において待機する。

#### 3 大雨・氾濫に関する情報が出された場合

(1) 登校する以前に名古屋地方気象台から大雨・氾濫に関するレベル5特別警報が発表されている場合

ア 登校しない。

イ 学校の再開については、学校ホームページで確認する。

(2) 登校する以前に名古屋地方気象台から大雨・氾濫に関するレベル4危険警報が発表されている場合

ア 登校しない。

イ 学校の再開については、学校ホームページで確認する。

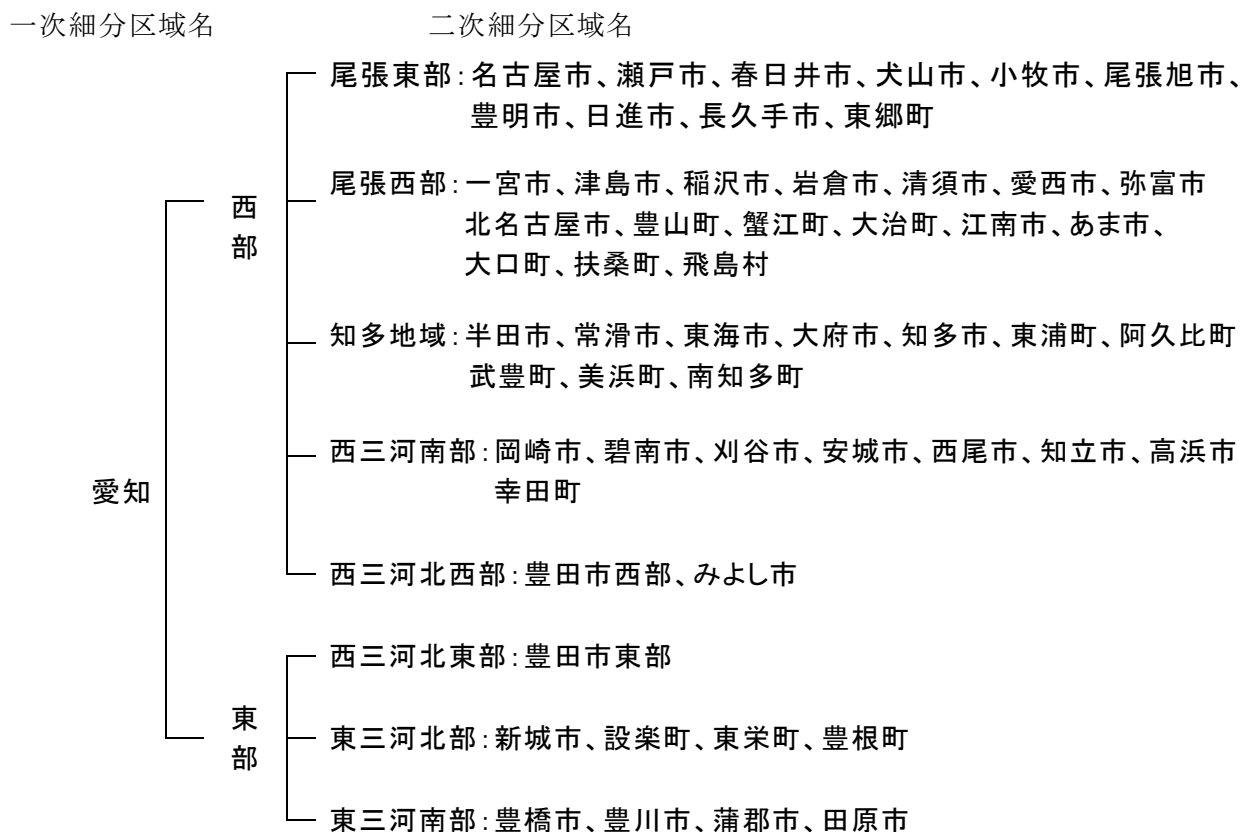
(3) 学校が再開されても通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な場合は、登校しなくてよい。

図 台風等異常気象時における登下校について

種類		自宅にいる場合の対応	学校にいる場合の対応		
気象台が発表する防災気象情報（愛知県西部のいずれか一つの市町村）	特別警報	暴風・暴風雪 大雪・波浪	自宅待機 （直ちに命を守る最善行動）	校内待機	
	警報	暴風	自宅待機 ・午前6時までに解除 →平常授業 ・午前11時までに解除 →解除後2時間を経て授業 ・午前11時以降継続 →休校	下校または校内待機	
		大雪・暴風雪	※1 平常登校	平常授業	
	注意報	大雪・強風 その他	平常登校	平常授業	
	レベル5 特別警報	大雨・氾濫	自宅待機 （直ちに命を守る最善行動）	校内待機	
	レベル4 危険警報		自宅待機 （早めの避難を考慮する）	校内待機 避難所への移動 保護者への引き渡し	
	レベル3 警報		※1 平常登校	平常授業	
	レベル2 注意報		平常登校	平常授業	
	市町村が発表する避難情報	学校が所在する市町村 （大府市）	警戒レベル4以上	自宅待機	校内待機 避難所への移動 保護者への引き渡し
			警戒レベル3以下	平常登校	平常授業
生徒が居住する市町村		警戒レベル4以上	避難	校内待機 避難所への移動 保護者への引き渡し	
		警戒レベル3以下	平常登校	平常授業	

- ※1 「平常登校」の場合においても、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等を踏まえ、休校や授業を中止（下校）する場合もある。
- ※2 自宅及び登校中において居住する地域の災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等により、安全に登校できない場合は、自宅に待機し、その旨を学校へ報告する。
- ※3 改正適用日について、令和8年5月1日とする。また、運用開始時期については気象庁発表に準ずる。

#### 4 名古屋地方気象台における予警報の地域区分



- 5 校外実習期間中に暴風警報及び特別警報が発令された場合  
上記1～4に準じて行動するとともに、実習場所においては引率教員の指示及び実習施設の災害対応規定に従って行動し、安全確保に努める。

### B Jアラート(弾道ミサイル発射)による情報伝達

\* Jアラート(全国瞬時警報システム)とは、津波をはじめとする大規模災害や武力攻撃事態又は存立危機事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報をサイレンや放送によって住民へ緊急情報を伝達するシステム。

- 弾道ミサイルが発射され、日本の領土、領海に落下する可能性がある判断した場合
  - 屋外にいる場合  
近くの建物の中か地下に避難する。
  - 建物がない場合  
物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
  - 屋内にいる場合  
窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。
- 近くにミサイルが落下した場合
  - 屋外にいる場合  
口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。
  - 屋内にいる場合  
換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

## C 南海トラフ地震に関する緊急時の対応について

### 1 地震発生時の対応

安全確保に努め、命を守る最善の行動をとる。また、必要に応じて避難する。

### 2 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合

- ・ 原則として通常どおりの教育活動を行う。
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。
- ・ 後に発表される臨時情報（後記3(1)から(3)）に備え、連絡体制などの確認を行う。

### 3 気象庁から2が発表された場合、続いて以下の臨時情報(1)から(3)のいずれかが発表される

#### (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の場合

- ・ 安全確保に留意しながら、原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後には、速やかに帰宅する。
- ・ 部活動や補習については、実施しない。
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校する。

※地震発生から1週間後、国からの発表、社会状況等に応じて(2)に準じた対応へ移行する。

#### (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の場合

- ・ 通常どおりの活動を行う。
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。

※地震発生から1週間後、国からの発表を受け、大地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しながら、通常どおりの活動を行う。

#### (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の場合

- ・ 通常どおりの活動を行う。

### 4 学校再開について

学校再開まで、自宅・避難所等で待機する。なお、学校再開については、状況を総合的に判断して決定する。連絡は「学校安心メール」「災害伝言ダイヤル」「本校HP」で行う。

### 5 災害伝言ダイヤルについて

#### (1) 安否等の確認

「171」 → 暗証番号あり「3」 → 4桁の暗証番号「5351」

→ 自宅の電話番号「\*\*\*\*\*」 → 「録音」

※録音する内容 本人及び家族の安否、住居の被害状況、避難場所

#### (2) 学校からの伝言確認

「171」 → 暗証番号あり「4」 → 4桁の暗証番号「5351」

→ 学校の電話番号[0562465351] → 「再生」

### 6 校外実習期間中に「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発生した場合

上記1～3に準じて行動するとともに、実習場所においては引率教員の指示及び実習施設の災害対応規定に従って行動し、安全確保に努める。